

出雲崎町中央公民館使用料

	室 名	午前9時から正午まで				正午から午後5時まで				午後5時から午後10時まで			
		基本料	冷暖房加算	町外者加算	入場料会費等 徴収加算	基本料	冷暖房加算	町外者加算	入場料会費等 徴収加算	基本料	冷暖房加算	町外者加算	入場料会費等 徴収加算
1階	講堂	3,960円	+1,980円	+3,960円	+1,980円	6,600円	+3,300円	+6,600円	+3,300円	7,700円	+3,850円	+7,700円	+3,850円
	調理室	800円	+400円	+800円	+400円	1,320円	+660円	+1,320円	+660円	1,650円	+825円	+1,650円	+825円
	視聴覚室	800円	+400円	+800円	+400円	1,320円	+660円	+1,320円	+660円	1,650円	+825円	+1,650円	+825円
	小会議室	400円	+200円	+400円	+200円	660円	+330円	+660円	+330円	770円	+385円	+770円	+385円
2階	201研修室	800円	+400円	+800円	+400円	1,320円	+660円	+1,320円	+660円	1,650円	+825円	+1,650円	+825円
	大広間	1,650円	+825円	+1,650円	+825円	2,750円	+1,375円	+2,750円	+1,375円	3,300円	+1,650円	+3,300円	+1,650円
	工作室	400円	+200円	+400円	+200円	660円	+330円	+660円	+330円	770円	+385円	+770円	+385円
	茶室	400円	+200円	+400円	+200円	660円	+330円	+660円	+330円	770円	+385円	+770円	+385円

- (1) 「町内居住者（出雲崎町の事業所に勤務する町外居住者を含む。）」「文化及び社会教育団体」「青少年育成団体」「保育園・学校」「町事業関係団体」「公共の利益に資する団体」の使用は原則無料とする。
- (2) 町外者とは「出雲崎町」「長岡市」「小千谷市」「見附市」以外の個人及び団体とする。
- (3) (1) の個人及び団体であっても営利目的及び会費等を徴収する場合は使用料を徴収する。
- (4) 時間帯における使用料は、長短問わず表中の使用料になります。時間帯をまたぐ場合は、両時間帯の使用料を合算したものになります。